

第11回滝沢市農業委員会総会会議録

- 1 日時 平成30年5月23日(水) 午前10時15分
- 2 場所 滝沢市役所 4階 中会議室
- 3 日程
 - 日程第 1 議事録署名人並びに書記の指名について
 - 日程第 2 会期の決定について
 - 日程第 3 業務報告について
 - 日程第 4 議案第 1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について
 - 日程第 5 議案第 2号 農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について
 - 日程第 6 議案第 3号 農地法の適用外証明願いに対する可否の決定について
 - 日程第 7 議案第 4号 農地法第30条の規定による利用状況調査に係る農地・非農地の判断に対する可否の決定について
 - 日程第 8 報告第 1号 農地法第3条の3第1項の規程による届出の確認事務報告について
- 4 出席委員

農業委員		推進委員
1番委員	鈴木 文雄	佐藤 桂
3番委員	吉清水 秀明	桑原 和男
4番委員	新田 義修	
5番委員	工藤 肇	
6番委員	武田 美紀	
8番委員	大森 泰英	
9番委員	齊藤 新一	
- 5 欠席委員

農業委員	
2番委員	西村 秋良
7番委員	齊藤 文一郎
- 6 説明のために会議に出席したもの

農業委員会事務局	事務局長	田村 範夫
〃	総括主査	小笠原 明
〃	主任主査	海老澤 愛

開会時刻 平成30年5月23日（水） 午前10時15分

議長 只今の出席委員は7名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので本総会は成立いたします。

なお、推進委員2名が現地調査報告のため、出席しております。

日程第1、議事録署名人並びに書記の指名についてお諮りいたします。

本案件につきましては、会議規則第11条の規定により、当職よりご指名することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますのでご指名申し上げます。

議事録署名人につきましては、4番新田義修委員と6番武田美紀委員を指名します。

書記には、事務局の小笠原総括主査と海老澤主任主査を指名します。

日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。

本総会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますので、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

日程第3、業務報告について事務局より報告させます。

田村事務局長 （第10回総会開催日の翌日以降の業務を報告する）

議長 議事に入ります。

日程第4、議案第1号、農地法第5条の規程による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。

事務局より説明させます。

小笠原総括主査 それでは、整理番号1番についてご説明いたします。議案書は5ページをご覧ください。

（議案書朗読説明）

以上で説明を終わります。

議長 今回の現地調査は、新田義修農業委員、佐藤桂推進委員、桑原和男推進委員が行っております。

本案件の現地調査報告を、桑原和男推進委員にお願いします。

桑原推進委員 それでは、議案第1号整理番号1番について、5月14日、新田義修農

業委員と佐藤桂推進委員と現地調査を実施しました。

申請地の位置は、JR大釜駅から南に150mの所にあります。

周囲の状況は、西側は農地、他の3方向は宅地に囲まれている土地でした。

今回の申請理由は展示場及び駐車場で、新車・中古車の展示場、従業員駐車場、スクラップ車両等の保管場所として整備するということでした。

上下水道の使用はなく、雨水はU型側溝と浸透枳によって処理すると聞いております。

以上について調査の結果、日照については問題なく、被害防除についても支障がなく、問題はないものと見受けられました。

以上で報告を終わります

議長 これより質疑に入ります。

大森委員 スクラップ車両等の保管ということで、スクラップ車両からオイルの漏れとかがもしあった場合、その油も浸透枳に入る心配があるが、その辺の対策についてはどうでしょうか。

小笠原総括主査 申請時に、スクラップ車両からの油漏れの対策については、確認しておりませんでした。県に進達する前に申請者に確認のうえ、十分に油漏れの対策を講じるよう指導したいと思っております。

大森委員 そういう対策を講じた事業計画書が出ていないのに、ここで許可を出すというのはちょっと、きちっとした計画書が出された時点で、審議するのが筋じゃないかと思うのですが。

田村事務局長 この農地転用に関しまして、農地法上この場所は、第3種農地となりますので問題ないわけですが、スクラップを置くことで周りの環境に影響を与える可能性があるのではないかというご質問だと思いますが、そのことにつきましては、今回議案として提案させていただいたわけですが、提案させていただくということは許可相当になるだろうとことで、今回の総会にかけているわけですが、細部につきましては、先ほど総括主査から説明がありましたが、確認不足の点があったと反省しております。

つきましては、この件を再度申請者に確認させていただきながら県に進達したいと考えております。確かに全国的に見ると廃車置き場から火災が発生したり、土壌汚染といったような事故があるわけですから、その辺につきまして大森農業委員の意見や質問等を踏まえながら業者に対して指導を強めていきたいと考えておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

大森委員 そういった確認をしたうえで、これは許可相当という風なものが出るわけですね。

田村事務局長 条件付きの許可相当ではなく、次回の総会時には、経緯を説明したいと思っておりますので、こういった処置・指導を行ったということで了解していただければと思っております。今回の議決に関しましては、条件なしという形をお願いしたいと思っております。

吉清水委員 同じ件で、もし業者が指導を遂行しないという場合もあり得るかと思うんですが、その辺に関しては、許可が出ているから、もうそのままやるという方向に進むだけということになるのですか。

田村事務局長 例えば、県に許可申請書を出してもらっているわけですが、それに対して事業計画、配置図、平面図、今回排水処理の図面も付けてきておりますので、それを、その通り実行していただくということになりますので、転用計画といたしましては、今回いただいた意見を踏まえて、図面と計画書にそういう事項を記載して実行していただくということになります。ですから今回、提出された添付資料はそのままではなく、図面と計画書を若干修正していただいて、県に進達するという方向で進めさせていただきたいと思っております。

議長 その他ご質問はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。

議案第1号について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長 挙手多数であります。

よって議案第1号は、原案のとおり、許可相当とすることに決定いたしました。

議長 日程第5、議案第2号、農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定についてを議題とします。

事務局より説明させます。

海老澤主任主査 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の案件は、所有権移転が1件、使用権貸借が4件となっております。

整理番号1番から説明させていただきます。

議案書は9ページをご覧ください。

(議案書朗読説明)

以上の説明につきまして、補足説明させていただきます。

まず、整理番号1番になりますが、こちらは農地中間管理機構の特例事業で農地売買等事業を活用しましての所有権移転となります。

整理番号2番は、平成30年4月23日に開催されましたあっせん会議

において貸借することが決定した案件となっております。

整理番号5番ですが、こちらの利用権の設定を受ける方ですけれども、こちらの方は平成28年から認定農業者に既になられて、農業経営をしている方になりますけれども、今回こちらの方、農家住宅を建築するに当たりまして、経営農地の権利を取得している必要があることから今回改めて親御さんが所有する農地に貸借権を設定するための案件ということになります。

こちらの案件の中で、高屋敷7番につきまして、平成29年度の農地パトロールでA分類の1号農地と判定されておりました。5月14日に現地調査していただきました結果、保全管理されていることが確認されております。

以上、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

なお、整理番号1につきましては、農地中間管理機構が権利の設定を受けるために、調査書の添付を省略しておりますことを申し添えます。

以上で説明を終わります。

議長 現地調査報告は、佐藤桂推進委員に報告をお願いします。

佐藤推進委員 それでは、私の方から整理番号1番から5番について、ご報告申し上げます。

現地は全体として広く農地として活用されていることが確認できました。

全部効率利用の関係及び地域との調和要件についてですが、事務局の説明及び別添農用地利用集積計画調査書にもございますとおり、今回権利の設定を受ける方が権利を得ている農地は、全て耕作されているということで、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

以上で、議案第2号の調査報告とさせていただきます。

議長 これより質疑に入ります。

工藤委員 整理番号5番について、住宅を新築するということと農地とどういう関係があるのでしょうか。

海老澤主任主査 申請地見取図をご覧いただきたいのですが6ページの81-1の農地の上の部分に宅地の絵があるかと思いますが、こちらの宅地の敷地内に、利用権の設定を受ける方が、自身の住宅を今回新築したいというお話がございました。宅地内への新築ですので、農地転用等の手続きは必要ないですけれども、市街化調整区域内に住宅を建築するにあたっては、都市計画法の許可を得る必要があることから、その許可の要件の一つとしまして農家住宅の際には、経営農地面積が必要だと、その要件をクリアするために今回貸借権の設定を行ったということです。

田村事務局長 この件につきまして、併せて補足説明をさせていただきます。
都市計画法の基準に基づきまして、宅地内に2軒の家が建つということであれば進入路が2.8mしかないため、幅員を少し広げなければならぬため近いうちに宅地進入路の拡幅ということで農地転用の申請がなされる可能性があることを補足いたします。

吉清水委員 整理番号5番について、27年で新規就農された方と言いましたか。

海老澤主任主査 28年度に認定農業者の認定を受けられて、そこから農業経営をやってらっしゃるというふうに確認しております。認定農業者です。

吉清水委員 認定農業者なのに経営面積が全然ないというのはどういうことなんでしょうか。

海老澤主任主査 認定農業者の適格の認定につきましては、経営基盤強化促進法に基づいて行われております。経営計画の認定につきましては、農地を持たなくても農業経営を行えるということを前提として法律が成り立っております。必ずしも経営改善計画書イコール経営基盤あるいは生産基盤の農地を取得していなければ認定されないというものではありません。

議長 その他ご質問はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。
議案第2号、農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について原案のとおり許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第6、議案第3号、農地法の適用外証明願いに対する可否の決定についてを議題とします。
事務局より説明させます。

小笠原総括主査 議案書17ページをご覧ください。
議案第3号農地法の適用外証明願いに対する可否の決定について説明いたします。

(議案書朗読説明)

以上について、補足説明いたします。
今回、適用外証明願いに至った理由といたしましては、既存の住宅を取り

壊し、新たに2世帯住宅を建築する予定で、滝沢市道から母屋までの進入路の地目を確認したところ畑となっていたことから、農地転用の手続きがなされないまま住宅への進入路として使用してきたことが判明したことによるものです。

既存住宅への進入路として使用して65年が経過していること、2世帯住宅建築後も進入路として使用する必要があることからやむを得ないものと考えます。
以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告については、桑原和男推進委員に報告をお願いします。

桑原推進委員 日程第6、議案第3号について報告します。

申請地の位置は、栃内第二病院から北へ約300mのところであり、現状は宅地で、周囲の状況は、北側が宅地、その他三方は農地となっておりました。

この土地は、昭和28年に、隣接する宅地大釜中道66番4に住宅を建築した際に、農地転用の許可申請が必要であるとの認識がなく手続きをしないまま宅地への進入路として使用し、現在に至っているとのことです。

以上について調査の結果、65年経過した現在は、農地性はなく、周囲への影響もないと考えられることから、問題はないものと見受けられました。

以上で適用外証明に伴う現地調査報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。

議案第3号農地法の適用外証明願いに対する可否の決定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第7議案第4号、農地法第30条の規定による利用状況調査に係る農地・非農地の判断に対する可否の決定についてを議題とします。
事務局より説明させます。

海老澤主任主査 農地・非農地の判断につきまして説明させていただきます。
議案書は20ページをご覧ください。

(議案書朗読説明)

以上について補足説明いたします。

今回の案件は、平成29年9月15日に実施した農地パトロールにおいて現地確認が行われ、非農地事前通知を受け所有者から非農地証明願が出されたものです。

以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。

議案第4号、農地法第30条の規定による利用状況調査に係る農地・非農地の判断に対する可否の決定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号は、原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第8報告第1号、農地法第3条の3第1項の規程による届出の確認事務報告について事務局より報告させます。

海老澤主任主査 農地法第3条の3第1項の規程による確認事務について報告いたします。案件は2件です。議案書は22ページをご覧ください。

(議案書朗読)

以上について補足説明いたします。

整理番号1についてですけれどもこちらは義理の父親からの遺贈による権利の取得になります。遺贈とは遺言による財産の処分です。全部または割合的に一部を他人に与える包括遺贈と、特定のものや権利を与える特定遺贈がございます。包括遺贈による場合は、その包括受贈者は相続人と同一の権利義務を有し、相続と同様の関係にあることから、包括遺贈による農地等の権利取得について農地法の許可を要しないこととされております。

以上につきましては、添付書類も完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。以上で報告を終わります。

議長 以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。

これをもって、第11回滝沢市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 平成30年5月23日 午前11時05分

議 長

会議録署名人 4 番委員

会議録署名人 6 番委員

これは原本である。

平成30年 5月23日

滝沢市農業委員会会長 齊 藤 新 一